

五斗畑川

2010
68

水土里ネット最上川
山
地域で守ろう豊かな自然
水土里ネット

初夏の五斗畑溜池（添川地内） 受益面積：158ha 貯水量：7万5千m³
溜池の水は、京田川水系地域内のかんがい用水に不足が生じた際に放水されます。

平成22年通常総代会 開催

去る平成22年3月24日、本区会議室において平成22年通常総代会が開催されました。総代現数54名のうち53名が出席、議長には八栄里地区選出の阿部一志総代が指名され、田澤伸一理事長挨拶の後、各議案が慎重審議されました。議決された議案は下記の通りです。

附議事項

【平成21年度】

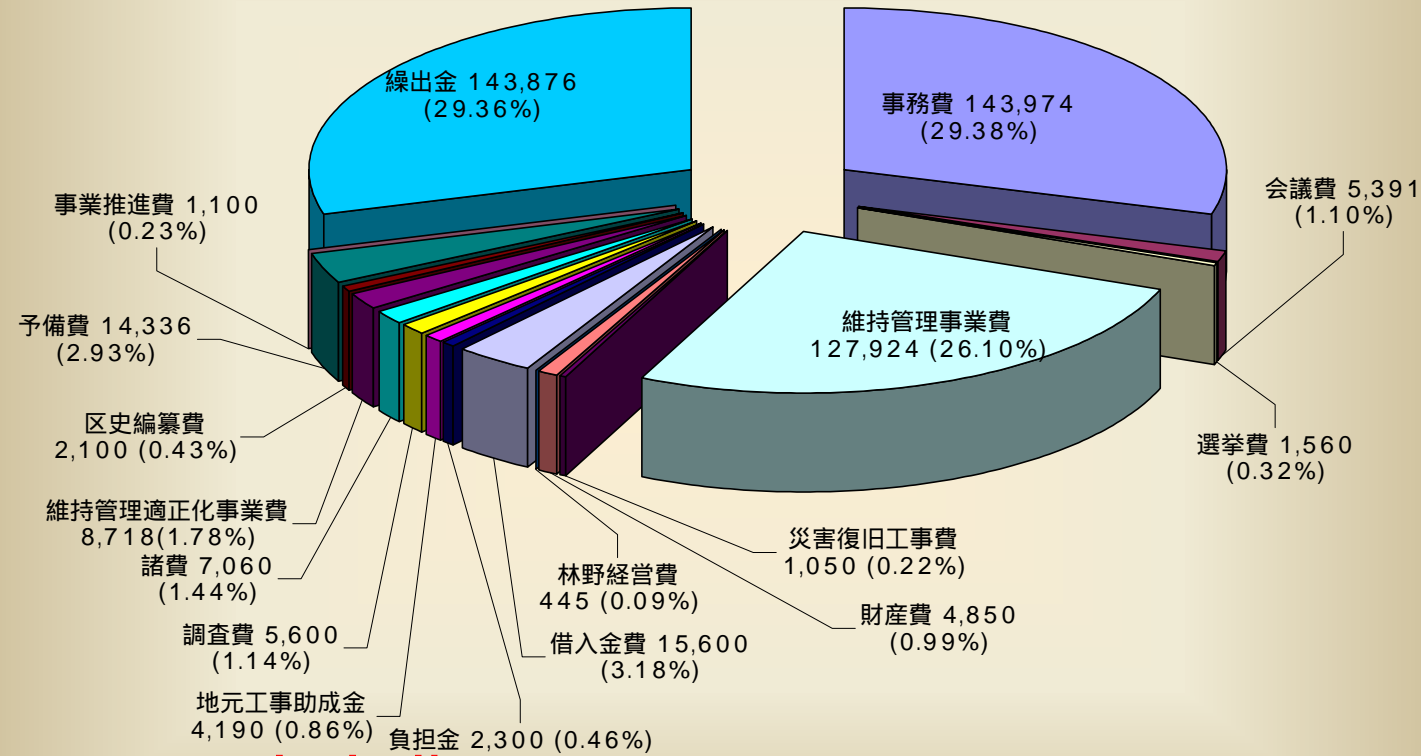
- 総認第 3号 最上川土地改良区職員給与額及び支給規程の一部改正について
- 総認第 4号 平成21年度(特別会計)県営ほ場整備事業費収入支出第2回補正予算の専決処分の承認について
- 総認第 5号 平成21年度(特別会計)担い手育成支援事業費収入支出第1回補正予算の専決処分の承認について
- 総議第37号 経営安定対策基盤整備緊急支援事業について
- 総議第38号 土地改良負担金償還特別緊急支援対策事業について
- 総認第 6号 平成21年度(特別会計)県営ほ場整備事業費収入支出第3回補正予算の専決処分の承認について

【平成22年度】

- 総議第 1号 最上川土地改良区定款の一部改正について
- 総議第 2号 最上川土地改良区みなし清算基金積立に関する規程の設定について
- 総議第 3号 最上川土地改良区維持管理事業基金積立及び管理に関する規程の一部改正について
- 総議第 4号 平成22年度(一般会計)最上川土地改良区費収入支出予算について
- 総議第 5号 (一般会計)区費賦課徴収方法について
- 総議第 6号 (一般会計)土地改良施設維持管理適正化事業(長沼第一揚水機場)資金の拠出について
- 総議第 7号 (一般会計)土地改良施設維持管理適正化事業(宮曾根揚水機場)資金の拠出について
- 総議第 8号 (一般会計)債務負担契約の議決について
- 総議第 9号 平成22年度(特別会計)県営ほ場整備事業費収入支出予算について
- 総議第10号 (特別会計)県営ほ場整備事業費賦課徴収方法について
- 総議第11号 (特別会計)土地改良総合償還対策平準化事業資金長期借入金について
- 総議第12号 平成22年度(特別会計)県営ほ場整備十六合地区維持管理費収入支出予算について
- 総議第13号 (特別会計)県営ほ場整備十六合地区維持管理費賦課徴収方法について
- 総議第14号 平成22年度(特別会計)担い手育成支援事業費収入支出予算について
- 総議第15号 平成22年度(特別会計)県営家根合地区ほ場整備事業費収入支出予算について
- 総議第16号 (特別会計)県営家根合地区ほ場整備事業費賦課徴収方法について
- 総議第17号 平成22年度(特別会計)県営ほ場整備家根合地区維持管理費収入支出予算について
- 総議第18号 (特別会計)県営ほ場整備家根合地区維持管理費賦課徴収方法について
- 総議第19号 平成22年度(特別会計)県営ふじの里東部地区中山間地域総合整備事業費収入支出予算について
- 総議第20号 (特別会計)県営ふじの里東部地区中山間地域総合整備事業費賦課徴収方法について
- 総議第21号 平成22年度(特別会計)県営鷺畑地区ほ場整備事業費収入支出予算について
- 総議第22号 (特別会計)県営鷺畑地区ほ場整備事業費賦課徴収方法について
- 総議第23号 (特別会計)県営鷺畑地区ほ場整備事業費地元分担金納付について
- 総議第24号 (特別会計)県営鷺畑地区ほ場整備事業費地元分担金長期借入金について
- 総議第25号 平成22年度(特別会計)最上川土地改良区地区除外決済金収入支出予算について
- 総議第26号 (特別会計)地区除外決済金の基準について
- 総議第27号 平成22年度(特別会計)最上川土地改良区各種基金積立費収入支出予算について

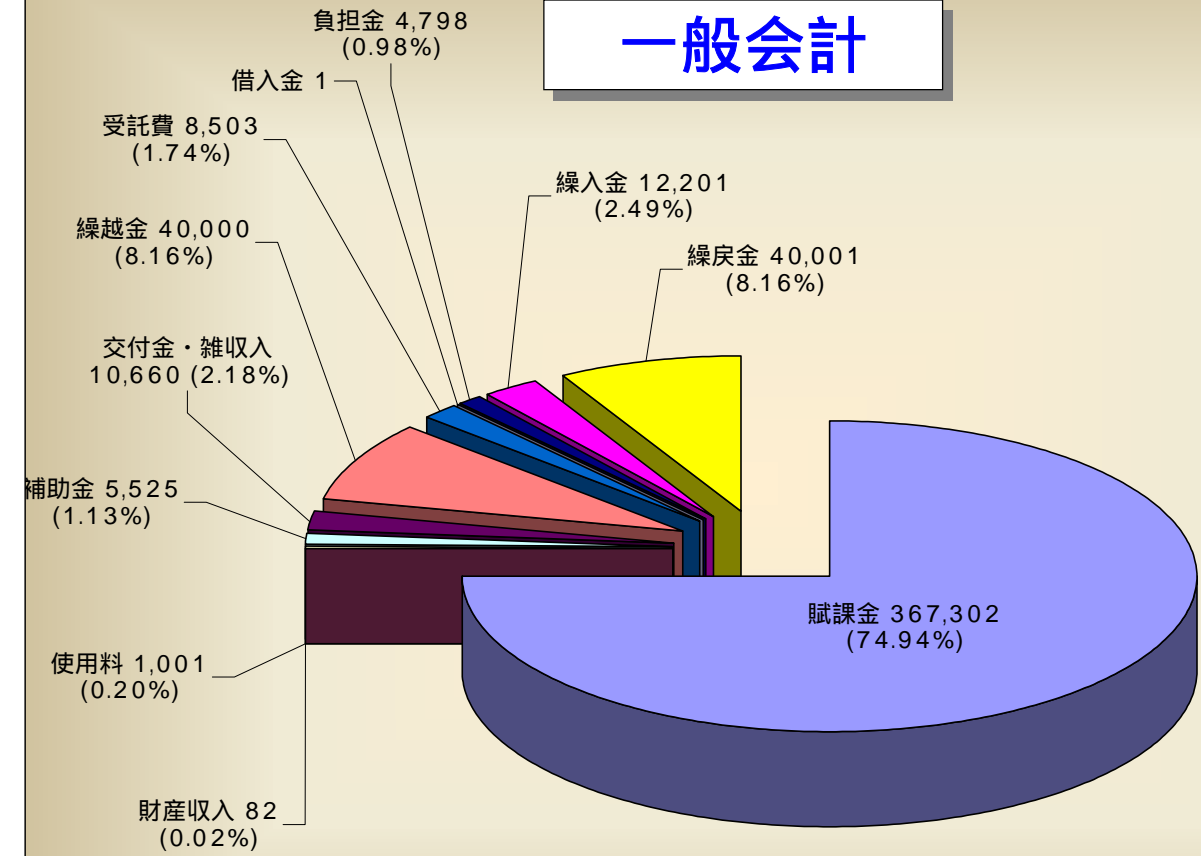


一般会計



支出費用 490,074 千円

一般会計



収入財源 490,074 千円

平成二十二年予算

単位：千円

平成22年度予算総合収入財源別・支出費用別仕分表 地区面積 6,509.0ha

支出（費用）													単位：千円	
会計 費用	一般	県 最上川	県 十六合 維持管理	担 い手	県 家 根合	県 家根合 維持管理	県 営 ふじの里	県 営 煙	決 済金	基 金	計	%		
												純計比	総計比	
事務費	143,974			350				500			144,824	7.39	6.56	
会議費	5,391										5,391	0.28	0.24	
選挙費	1,560										1,560	0.08	0.07	
維持管理 事業費	127,924		43,900			17,400					189,224	9.65	8.57	
災害復旧 工事費	1,050										1,050	0.05	0.05	
財産費	4,850										4,850	0.25	0.22	
林野経営費	445										445	0.02	0.02	
借入金費	15,600	525,560			14,025		4,100	140	4,690		564,115	28.78	25.54	
負担金	2,300							6,100			8,400	0.43	0.38	
地元工事 助成金	4,190										4,190	0.21	0.19	
調査費	5,600										5,600	0.29	0.25	
諸費	7,060	5,224	10	1	20	10	100	150	50	31,701	44,326	2.26	2.01	
維持管理適 正化事業費	8,718										8,718	0.45	0.39	
基金 繰越金									813,571		813,571	41.50	36.83	
区史編纂費	2,100										2,100	0.11	0.10	
予備費	14,336	141,145	1,069		521	1,238	0	2,105	232		160,646	8.19	7.27	
地元交付金								200			200	0.01	0.01	
委託費								140			140	0.01	0.01	
事業推進費	1,100										1,100	0.06	0.05	
純計	346,198	671,929	44,979	351	14,566	18,648	4,200	9,335	4,972	845,272	1,960,450	100.00	88.75	
繰出金	143,876	8,994	1,512	23,400	205	704	272	514	6,320	21,310	207,107		9.38	
繰戻金		1,310								40,001	41,311		1.87	
総計	490,074	682,233	46,491	23,751	14,771	19,352	4,472	9,849	11,292	906,583	2,208,868	100.00		

収入（財源）													単位：千円	
会計 財源	一般	県 最上川	県 十六合 維持管理	担 い手	県 家 根合	県 家根合 維持管理	県 営 ふじの里	県 営 煙	決 済金	基 金	計	%		
												純計比	総計比	
(組合費) 賦課金	367,302	240,844	8,469		5,484	4,340	1,637	1,246			629,322	32.10	28.49	
決済金									11,010		11,010	0.56	0.50	
財産収入	82										82	0.00	0.00	
使用料	1,001										1,001	0.05	0.05	
補助金	5,525			23,400				50			28,975	1.48	1.31	
交付金	5,870										5,870	0.30	0.27	
雑収入	4,790	161,059	22	1	5,012	12	26	3	2	1,197	172,124	8.78	7.79	
繰越金	40,000	124,790	38,000	350	4,200	15,000	2,809	2,000	280	775,155	1,002,584	51.14	45.39	
受託費	8,503							200			8,703	0.44	0.39	
借入金	1	90,030						5,950			95,981	4.90	4.35	
負担金	4,798										4,798	0.25	0.22	
純計	437,872	616,723	46,491	23,751	14,696	19,352	4,472	9,449	11,292	776,352	1,960,450	100.00	88.75	
繰入金	12,201	65,510			75			400		128,921	207,107		9.38	
繰戻金	40,001									1,310	41,311		1.87	
総計	490,074	682,233	46,491	23,751	14,771	19,352	4,472	9,849	11,292	906,583	2,208,868	100.00		

今年度予算の 編成ポイント

収入の部

1. 組合員の負担軽減を図るため、一般賦課金を昨年度より100円減の5,700円といたしました。
2. 一般賦課金の納期限は、5月15日から前渡金対応が可能な7月5日に変更しました。この間収入がないため、財政調整基金より4千万円を繰り戻して運営します。
3. 今年度も未収賦課金の削減目標を前年度比5%減と定め、更に徴収の強化に取り組みます。

支出の部

1. 職員数の減少、手当の減額で職員費が大幅に削減されました。
2. 繰上償還や償還終了に伴い、県営事業費等の償還金が大幅に減少しています。
3. 将来の排水路、国営以下の用水路施設の改修に備え、財政調整基金に積立します。
4. 排水路のステップ出しや底版装工などの補助事業は廃止になりました。

土地改良事業償還金の負担軽減事業の新設について

土地改良事業償還金の負担をさらに軽減するため、平成21年度より2つの事業が新設され、年度末に事業申請を行い認定されました。

事業要件は「経営安定対策加入者への農地利用集積率の向上（各地域ごと）」で要件達成が見込める地域に**利息分を助成する事業**です。新事業による助成を頂いている間は無利息による償還となります。

平成21年度は全体で**総額1億4,318万円**の助成金を頂きました。平成27年度までで**総額約5億6500万円**の助成額（予定）になります。

経営安定対策基盤整備緊急支援事業

実施期間/H21～H27

H22.7.1現在

対象地域 地域（工区）名	担い手事業 最終年度	平準化借入 最終年度	助成総額 （予定額）	総軽減額 （10a当たり予定額）	残償還元金 （10a当たり）	償還最終 予定年度
大和南部	H21	H22	76,600,000 円	20,244 円	68,582 円	H32
八栄里	H23	H23	30,530,000	14,965	69,004	H33
余目新田	H24	H24	12,320,000	16,714	94,503	H34
堀野	H27	H28	26,570,000	27,258	138,042	H38
槇島	H26	H26	6,340,000	18,918	112,809	H36
新堀南部	H18	H20	109,520,000	26,872	52,090	H29
余目南部	H24	H25	77,240,000	24,118	120,896	H35
八栄里北部	H24	H24	25,730,000	18,174	84,035	H34

土地改良負担金償還特別緊急支援対策事業

実施期間/H21～H23

H22.7.1現在

対象地域 地域（工区）名	担い手事業 最終年度	平準化借入 最終年度	助成総額 （予定額）	総軽減額 （10a当たり予定額）	残償還元金 （10a当たり）	償還最終 予定年度
狩川南部			4,030,000 円	2,324 円	21,773 円	H24
二段割	H18	H18	1,410,000	2,476	9,586	(H28)
大和北部	H17	H17	13,670,000	6,361	21,544	H23
大和	H18	H20	38,080,000	15,037	47,221	H25
上堀野	H20	H20	3,460,000	15,686	56,580	H26
小出新田	H18	H18	420,000	5,033	23,006	H23
余目北部	H19	H20	33,330,000	11,003	43,879	H25
余目西部	H13	H14	14,310,000	4,051	4,155	(H24)
新堀	H10	H13	3,960,000	1,899	1,682	(H23)
長沼	H16	H20	77,860,000	17,477	39,666	H27
最上川			10,420,000	160	4,838	H26/H36

* 「経営安定対策加入者への農地利用集積率を上げること（各地域ごと）」が条件となっておりますので、皆様のご理解ご協力をお願いします。

その他の償還金軽減策

担い手育成支援事業（1%を超える分の利息を助成）

平準化事業（償還金を借替え、借替えた借入金は無利息償還）

【県単独事業】基盤整備関連農地集積緊急促進事業

（担い手農家へ、貸手農家への直接補助）

継続

継続

H21より廃止

* 二段割、余目西部、新堀地域（工区）の償還金（H22以降）については、この助成金と平成21年度の繰越金で支払えます。従いまして、この3つの工区については今年度以降賦課するものではありません。

ちょっとおしえてくれの



今回から不定期連載ですが、「ちょっとおしえてくれの」と題し、組合員の皆様が、日頃疑問に思っているようなことを取り上げさせて頂き、周知を図ろうと思っています。初回は、ほ場整備の賦課金と償還終了後のことについてです。

Q 県ば特別賦課金の各工区の賦課単価の決め方は？

A 各工区の年度毎の借入償還金等の支出はあらかじめ決まっておりますので、それを徴収するため、各工区の受益面積で割って賦課単価を決定します。しかし、殆どの工区は借入償還日（12月10日）までに100%の賦課金納入は実現できない状況ですので、前年度の徴収率を参考にして1,000㎡当りの賦課単価を調整し、償還に必要な資金額は確保できるよう、当該年度の賦課金を実際に当該年度に償還する金額より若干余分に負担いただいているのが現状です。

Q 余分に納入したお金はどうなるのですか？

A 当該年度の償還額以上に納入いただいた賦課金は、次年度に繰り越しますので、次年度の賦課徴収額より差引し実質的に還元しておりますが、当該年度賦課金および過年度滞納賦課金の徴収率が100%に達しなければ、余分に納入いただいた賦課金の全てを清算し皆様にお返しできないのが現状です。

Q その余分に納入した分は何時戻ってくるの？

A 滞納賦課金がなくなれば100%の清算が出来ます。しかし、現実は大変厳しい状況でありますので、償還最終前年度において徴収率100%を達成できなかった場合は、今年度創設された「みなし清算基金」（平成22年3月24日通常総代会可決）にて滞納額分を補填し、滞納賦課金ゼロで償還完了するようにして、「みなし清算」という手法により、余分に納入いただいた分の全額を清算します。

Q 「みなし清算」とはどういう仕組みですか？

A 賦課金を100%納入いただいている方に対して、滞納賦課金があるために清算できないという不利益を解消するために創設されたものであり、最終償還年度において滞納賦課金を一旦ゼロにして償還を完了します。しかし、「みなし清算基金」より補填した分の滞納賦課金は存在しますので、全ての滞納賦課金の回収を確保しなければなりません。そこで、滞納者の財産（田）を“差し押え”または“納付誓約等”により債権の保全手続き完了を条件に、「みなし清算基金」で滞納賦課金相当額分を補填いただく仕組みです。

Q 「みなし清算基金」の資金源は？

A 公共事業等の農地転用の際、納入いただいております「決済金」の一部から積立している「維持管理事業基金」の利息分だけを原資としております。

お済みですか。次の場合届出が必要です。

1. 組合員が亡くなった場合
2. 組合員が経営移譲をした場合
3. 住居を移転した場合
4. 賦課金の納入を農協口座より自動振替にしたい場合、または自動振替している農協口座を変更したい場合
5. 売買、賃貸借契約等により所有権及び耕作権を移転した場合
6. 水田をそれ以外の使用目的の土地にした場合

本人から届出がなければ、土地原簿は変更なりません。土地原簿を基に各個人への賦課額が決まります。変更の場合は、**認印持参**の上、土地改良区財務係まで届出ください。また、毎年、組合員の皆様には**賦課名寄台帳**を送付させていただいております。面積、地番、所有権等で何かご不明な点がありましたら、財務係まで連絡ください。

賦課金と徴収期限

平成22年度、一般会計・特別会計賦課金は次のとおりです。これは平成22年3月24日に開催された通常総代会で決議されたものです。

一般賦課金

1. 賦課金 区域一円 10a当り 5,700円
(昨年度より100円減)
2. 賦課期日 平成22年 4月 1日
3. 期別賦課と徴収期限
第一期 10a当り 3,400円
徴収期限 平成22年 7月 5日
第二期 10a当り 2,300円
徴収期限 平成22年11月15日

十六合地区維持管理費特別賦課金

1. 賦課金 10a当り 2,000円
2. 賦課期日 平成22年 4月 1日
3. 徴収期限 平成22年 7月 5日

家根合地区ほ場整備事業費特別賦課金

1. 賦課金 10a当り 4,100円
2. 賦課期日 平成22年 4月 1日
3. 徴収期限 平成22年11月15日

家根合地区維持管理費特別賦課金

1. 賦課金 10a当り 2,200円
2. 賦課期日 平成22年 4月 1日
3. 徴収期限 平成22年 7月 5日

ふじの里中山間総合整備事業費特別賦課金

1. 賦課金 10a当り 900円
2. 賦課期日 平成22年 4月 1日
3. 徴収期限 平成22年11月15日

鷺畑地区ほ場整備事業費特別賦課金

1. 賦課金 10a当り 5,000円
2. 賦課期日 平成22年 4月 1日
3. 徴収期限 平成22年11月15日

県営ほ場整備事業費特別賦課金

事業区	工 区	10a当り
第2	狩川南部	7,000
第4	大和北部	5,700
第5	大和	10,000
第6	大和南部	9,600
第7	上堀野	9,000
	八栄里	8,800
	余目新田	10,500
第8	小出新田	6,000
	余目北部	8,900
	槇島	10,800
	堀野	11,600
第10	新堀南部	5,700
第11	余目南部	11,500
第12	八栄里北部	9,100
第13	長沼	4,900

1. 賦課期日 平成22年 4月 1日
2. 徴収期限 平成22年11月15日

賦課金の納入が遅れますと
年10.95%の延滞金
が課せられます。
徴収期限までの納入をお願いいたします。

平成22年度 関連事業一覧

(1) 国営最上川下流沿岸農業水利事業

老朽化した基幹的用水施設の改修工事を実施しています。

事業主体：最上川下流沿岸農業水利事業所 予定工期：平成13年度～平成23年度

負担率(%)：国(66.67) 県(23.0) 市町(8.0) 改良区(2.33) 本年度工事費：480,000千円 本年度までの進捗率(%)：(91.9)

本年度予定工事：用水管理施設工事(親局設備、子局装置等の整備)、上堰用水路工事(旧二俣揚水機吐出水槽部 L=14m)

(2) 国営土地改良事業「最上川下流左岸地区」地域整備方向検討調査

老朽化した排水関連施設の改修事業実施に向けた、概略の事業構想案策定を行います。

事業主体：西奥羽土地改良調査管理事務所 予定工期：平成22年度～平成24年度

負担率(%)：国(100)

その後、地区調査を平成25年度～平成27年度に実施し、事業計画案を策定し、

平成28年度に全体設計を行い事業費を確定、平成29年度に事業着手を予定しています。

(3) 県営鷲畑地区ほ場整備事業 経営体育成基盤整備事業(面的集積型)

面工事は昨年度で完了しました。今年度と来年度に暗渠工事を実施し、

平成24年度に換地処分が行なわれ、事業完了の予定です。

事業主体：山形県 予定工期：平成19年度～平成24年度

負担率(%)：国(55.0) 県(32.5) 市町(10.0) *地元(7.5) *集積率によって変わってきます

本年度事業費：56,000千円 本年度予定工事：暗渠排水工11.1ha

(4) 基幹水利施設管理事業

平成14年度からの継続事業で、基幹水利施設管理強化計画で挙げられた施設の維持管理事業です。

事業主体：山形県 対象施設：北楯頭首工、北楯大堰(頭首工沈砂池～幹線用水路)

負担率(%)：国(30.0) 県(40.0) 市町(10.0) 改良区(20.0) 本年度事業費：9,118千円

(5) 土地改良施設維持管理適正化事業

土地改良区等による施設補修のための資金を造成し、この資金を利用して施設の定期的補修を実施します。

事業主体：山形県土地改良事業団体連合会 負担率(%)：国(30.0) 県(30.0) 改良区(40.0)

本年度工事費：6,520千円 本年度予定工事：長沼第一揚水機場 ポンプ・電装設備等整備補修

(6) 国営造成施設管理体制整備促進事業(操作体制整備型)

国営土地改良事業に伴い造成され、要綱に示された要件を満たす施設で、事業完了後にその管理予定者となる者を対象とし、施設の操作、運転、点検、整備等に関する技術を向上させる事業です。

事業主体：改良区 実施期間：平成21年度～平成23年度 対象施設：中央管理所、最上川取水口、東興野揚水機場等

負担率(%)：国(60.0) 県(18.0) 改良区(22.0) 本年度事業費：4,200千円

(7) 基幹水利施設管理技術者育成支援事業

県土地改良事業団体連合会が、対象施設を管理する土地改良区等から指導・援助事業の実施申込みを受け、対象施設の技術管理の指導又は管理技術の援助を行います。

事業主体：山形県土地改良事業団体連合会 実施期間：平成20年度～平成22年度 対象施設：板西揚水機場

負担率(%)：国(30.0) 県(30.0) 改良区(40.0)

(8) 県営かんがい排水事業

国営事業実施区域より下流で、本事業の採択要件に該当する用水路を改修します。

今年度は調査計画事業の申請を予定しております。

事業主体：山形県 対象施設(予定)：上堰・桑田堰・八カ村堰・二カ村堰

負担率(%)：国(50.0) 県(25.5) 市町(10.0) 改良区(15.0)

今後の予定

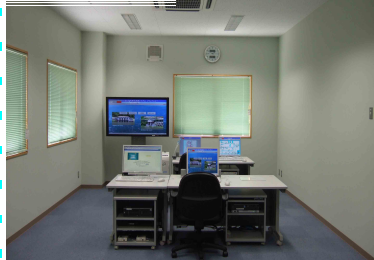
平成23年度に調査事業計画の採択、基礎調査の実施、平成24年度に事業計画の策定、事業採択申請

平成25年度に事業採択、平成26年度に工事施工～平成30年度に事業完了予定

中央管理所

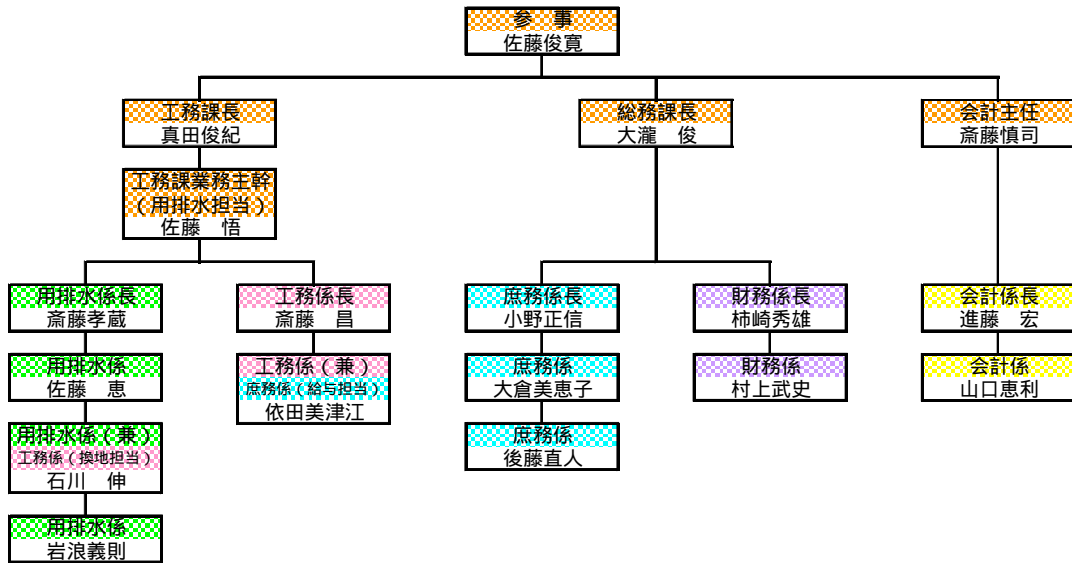


中央管理所内部



事務所の人員配置

平成22年4月1日付けで人事異動が行われ、事務所の人員配置が変わりました。



ホームページが新しくなりました

各種お知らせや申請書等を新たに公開しております。どうぞご利用下さい。

URL : <http://www.mtsn-mogamigawa.jp/>
e-mail : info@mtsn-mogamigawa.jp



区史編纂が始まりました

今年度より、本区の歴史を取りまとめる作業を、以下の御二方より行って頂いております。

日野 淳 さん

小野寺 裕 さん

北楯大堰開削前から現在までの本区の歴史を、大堰開削400周年の2012年までに取りまとめ、区史として発刊する予定です。

水土里ネット最上川の基本理念

農家組合員に徹底して奉仕します。
地域社会と連携して地域の自然環境の保全に努めます。

水土里ネット最上川の運営ビジョン

「あらゆる支出の再検討」を通し「農家組合員の負担の軽減」をはかります。
農家組合員に対し水を安定的に供給します。
地域と連携して水の浄化や景観づくりに努めます。

平成15年12月制定

本区では、毎週月曜日の朝礼時に上記の「基本理念」と「運営ビジョン」を唱和し、職員の意識向上に努めています。また、予算の作成に当たっても、これら「基本理念」と「運営ビジョン」に沿って編成いたしております。

おらほの農地・水・環境保全向上対策 第4回

「長沼地区 農地・水・環境向上対策」

長沼地区は、鶴岡市の最北端に位置し、東に京田川、西に藤島川が流れ、庄内町と三川町が隣接し、さらには三つの県道が通っています。当地区は、北楯大堰の末端にあるため、用水確保にあたり、先輩は大変苦労されたようです。昭和五十三年から三カ年で県営ほ場整備が完了し、約四百九十町歩を当管理組合が用水の調整及び道水路の維持管理にあたっています。

当地区は、七集落の組織で共同活動が実施されそのなかで上新田、十文字がさらに営農活動に取り組んでいます。当管理組合では、各組織より共同活動支援交付金の五十パーセントを頂き、業者へ一括発注をして円滑な事業運営を図っています。事業としては、従来管理組合で行ってきた農道の敷き砂利を継続し、新たに約十三・五キロメートルの用水路の目地補修、分水桝百九十箇所の補修、三十三基のコンパクトゲート補修、溝畔整備を実施しています。

また、管理組合および各組織の役員との協議会を開催し、ここで事業の検討、報告、情報交換をしています。そして、藤島庁舎や改良区の担当職員からも出席して頂き、その意見を事業運営に活かしています。各組織においては、草刈機械のリース等、暗渠資材の更新整備、花の植栽、農機資材格納庫の整備等、独自にそれぞれ特色ある活動を展開しています。今後としては、まず交付金を出来るだけ使い切ることをこの制度で農業施設の整備、補修を図り、残った事業は管理組合で引き継ぎ最後まで完了したいと考えます。



長沼堰維持管理組合 大沼恒司



土地改良施設のある風景～今と昔～

今回から、新たに「土地改良施設のある風景～今と昔～」と題し、「管内の生物」と交互に連載させていただきます。第一回目は、庄内町廻館地内の大和排水路のある風景です。

写真箇所の大和排水路は、昭和43年度県営最上川排水地区大和排水路工事で整備されました。当排水路の延長と排水面積は、それぞれ5,573m、917.6haとなっています。また、最下流には、同時期に設置された大和排水機場があります。写真を見ると、今よりも排水路は曲がっており、田面との差があまりなかったことが確認でき、当時は、湛水被害が頻発していたことが推測されます。そして写真には、今と昔をつなぐ目印として、廻館のケヤキがほとんど変わらぬ姿で写っています。



水利権について

水利権とは、河川や湖沼などから取水して使用する権利で、管理者の許可を必要とします。これには、**慣行水利権と許可水利権**の2種類があり、前者は河川法施行以前の既存農業用水で、許可を受けたとみなされているもので、後者は、河川法施行後に許可を受けたものです。

取水量や取水期間は、表のとおり全て決められており、違反すると、最悪の場合、取水権を取り消される恐れがあります。
 水は、必要な時に必要なだけ取ることが出来るわけではないことをご理解頂き、細やかな水管理にご協力くださるようお願いいたします。

本区の主要取水施設の水利権一覧表

(単位：m³/sec)

期別	最上川取水口 (最上川)	北楯頭首工 (立谷沢川)
代かき期 4/26～5/5	14.298	10.800
普通期 5/6～9/15	14.084	1.799
普通期 9/16～4/25	-	1.775

最上川取水口は通年取水が認められていません。
 両施設は許可水利権となっています。

用排水路へのゴミの投棄はやめよう

最近、水路へのゴミの投棄が後を絶たず、施設の維持管理に大変な支障を来しています。捨てられたゴミが、下流でゲートやスクリーンに詰まってしまう、水が溢れ出るといった事態も頻発しております。更には、本区が支払うゴミの処理費用も年々増加の一途を辿っています。

「水路には絶対にゴミを捨てない。」ように、皆様からも御協力賜りますようお願いいたします。また、草刈りに際しましても、極力刈草が水路に落ちることがないようにご注意くださいますようお願いいたします。

本区管理施設 第二回草刈実施期間
 平成二十二年八月二十八日(土) から
 平成二十二年九月 十二日(日) まで

水路・ため池等 事故防止のお願い

八月に入り、子供たちも夏休みの時期を迎えております。この期間は夏の暑さに加え、気も緩みがちになり、例年水による事故が多発する傾向にあります。

当土地改良区でも、事故の未然防止のため、安全施設や看板等の設置を行い、また、教育委員会を通し、小学校や幼稚園への指導要請を行っているところです。

更に万全を期すために、地域や家庭内におかれましても、常日頃からの指導と監督をよろしくお願いいたします。

災害時等緊急連絡先

最上川土地改良区 事務所
0234-43-2255
 参事 佐藤 俊寛

工務課長 真田 俊紀

総務課長 大瀧 俊

会計主任 齋藤 慎司

—昨年の8月14日、15日の豪雨による災害は、記憶に新しいかと思えます。気候の変化により、こういった局地的な豪雨がこれから頻発することが予想されます。そこで、災害等が発生した場合やその発生が予測される場合、左記へ連絡くださるようお願い致します。迅速な対応で、管内の被害を最小限にするよう努めて参ります。

